

米国石油事情調査報告

—概要版—

平成14年4月

全国石油商業組合連合会

※米国石油事情調査の概要

(調査期間)

平成14年3月10日(日)～平成14年3月18日(月)

(メンバー)

河本博隆(全石連副会長・専務理事)／団長
小澤二郎(全石連副会長、東京都理事長)
岡田昌之(全石連政策部会委員、群馬県理事長)
坂井 信(企画調査部次長)

(訪問都市)

ワシントン、ニューヨーク、シカゴ、ロサンゼルス

(調査目的)

- ・ 土壌汚染対策の現状と石油流通業界に対する影響
- ・ 石油流通市場の現状
- ・ 米国独占禁止法関連の動向

I 環境問題について

1. 地下タンク規制法について

①概要

- ・ 土壌汚染問題の高まり等を受け、1984年（昭和59年）に「地下貯蔵タンク規制法」が成立。
- ・ この法律は1988年から施行され、10年後の1998年12月27日をデッドラインとして、SSの地下タンク（一重殻タンク）については、すべて二重殻タンク等にアップグレードすることを義務付け。

②中小規模SSに対する配慮

- ・ 地下タンクのup-grade期間を10年間に引き伸ばしてコスト吸収を図ったこと。
- ・ 州によっては地下タンク切り替えコストに対するファンドを設けているところがある。

③業界に対する影響

- ・ 資金余力のない小規模SS(いわゆるパパママスタンド)、Clean-upコストが負担出来ないSS等は閉鎖・廃業に追い込まれた。

④地下タンク入れ替えコスト

- ・ 地下タンクの入れ替えコストは、平均で8～10万\$（約1040～1300万円）。
- ・ レッシー(リース)SSの場合は、レッサー（石油会社）がレント料に上乗せすることで回収するケースが多い。

⑤土壌汚染が起こった場合の賠償責任

- ・ EPA基準においては、賠償責任は、SSのオーナー（所有者）やオペレーター（運営者）にある。
- ・ メリーランド州ではその責任をオーナーだけに義務付けたので、オペレーターやレッシーには責任がない。

2. スーパーファンド法について

○地下貯蔵タンク漏出事故信託基金（Leaking Underground Storage Tank Fund）＝連邦レベル

- ・ 1986年に制定されたスーパーファンド修正法により設立された基金。（2001年9月現在で26億\$）
- ・ 地下貯蔵タンクの漏出事故を起した当事者に浄化コストの負担能力がない場合、緊急避難措置として連邦・州が当事者に代わって浄化資金をこの基金から賄って浄化作業を行う。
- ・ 拠出額：ガソリン1galあたり0.1¢（約0.03円／ℓ）

○地下貯蔵タンク浄化基金（State Underground Storage Tank Cleanup Funds）＝州レベル

- ・ 全米50州のうち42州で設立。
- ・ クリーンアップ費用として12億\$以上／年拠出している。
- ・ 拠出額：1タンクあたり0～300\$（約～39,000円）
ガソリン1galあたり0.2～1¢（約0.06円～0.34円／ℓ）

○スーパーファンド法の石油業界の一般的受け止め方：API（米国石油協会）インタビュー

- ・ スーパーファンド法によりClean-upが進んだことは成功だが、どこまでCleanにすればいいのか（基準が厳しすぎる）、汚染地の悪イメージ（用途再利用ができない）等の問題が存在している。
- ・ 中小規模SSに対する配慮としては、地下タンクのup-grade期間を10年間に引き伸ばしてコスト吸収を図ったこと、州によっては地下タンク切り替え費用に対するファンドを設けている州がある。
- ・ しかし、Clean-upコストを負担出来ずに廃業して行くSSが増えており、SSは確実に減ってきている。

3. 燃料電池の供給問題について

- ・ ExxonMobilのBob Rich副社長は、燃料電池自動車の燃料供給問題に関し、「トヨタ、GMと共同プログラムを組んでいる。究極的には水素だが、現在は炭化水素燃料から水素を生成していく方式を研究中。炭化水素系燃料については、引き続きSSで供給していくことができるだろう。」と述べた。

Ⅱ 最近のアメリカ石油流通事情について

1 \$ = 130円で換算

1. アメリカ石油販売業の現状

(SS総数) 175,132 カ所 (2000年) ※1992年=207,406カ所(▲32,274カ所)

※小規模SSが閉鎖され、SSが大型化、計量器マルチ化によりポンプ数は80年代より増加。

(ガソリン販売量) 501,000 千kl (2000年)

(1 SS当り販売量) 238 kl/月 (2000年)

(車1台当りガソリン消費量) 2,089 ㍓/年 (1999年)

(セルフSS率) 88 % (1993年)

2. アメリカSSの平均マージン

- ・平均ガソリンマージン：8～11¢ / gal (約2.7円～3.8円/㍓) あたり。
- ・なかには、6～7¢ の低マージンで運営しているSSもある。

3. 低マージン化傾向のきっかけ = コンビニ型SSの急増 (SS業界全体の収益構造が大きく変容)

- ・この10～15年でSSの経営形態は劇的に変化
→従来の整備工場付フルサービス型SSは姿を消し、コンビニ型SSが急増。
- ・ガソリン収益をあてにするのではなく、コンビニや洗車などガソリン以外の収益で利益確保
(平均的なコンビニ型SSの収益構造)
 - ・コンビニ部門売上：2～3万\$ / 月 (約260万円～390万円)
 - ・ガソリン収益：1～2万\$ / gal・月 (約34万円～69万円) → 低マージン化傾向に拍車
 - ・ガソリン販売量：11～12万gal / 月

⇒ハイパーマーケットの進出が脅威に。

4. ハイパーマーケットの進出について

(現状)

- ・ 1990年代後半からハイパーマーケットの進出が始まり、現時点でガソリン市場の約11%を獲得。
⇒ 2005年には少なくとも15~20%以上のシェアを占めることが予想されている。
- ・ ハイパーの本業はストアであり、低価格ガソリンを目玉にして集客できれば本業で十分ペイできる。
- ・ ハイパーマートSS数：1,230カ所（2001年6月時点）

(ハイパーマーケットの戦略)

- ・ ガソリンを低価格で短期間のうちに大量販売し、周辺のSSを駆逐する。
→ 廉価販売に対抗できない中小規模のSSは市場から退場し、廃業・倒産に追い込まれている。
- ・ 市場を支配した後は、販売価格を引上げて商売するようになる。

(ブランド認知が進む)

- ・ Sheets、WA - WA - 、QuickTrip、Racetrack等のハイパーマートは、PB（プライベートブランド）の一つとして、消費者の間でも“ブランド”として認知されてきた。

5. SSの閉鎖・倒産について

- ・ SSの大型化が進んだことや、ハイパーマートとの競争に敗れた中小規模SS等の閉鎖・撤退が進展。
 - ・ 地下タンクのアップグレード（後述）が義務付けられたため、入れ替えコストの回収見込みの立たない（採算が合わない）SSは入れ替えずに閉鎖。
- ⇒ 最近の倒産ケースは、環境要因（地下タンク・アップグレード等）と競争要因（競争力低下）が大きな要因であるといえる。

6. アメリカSS事情

シカゴ市内 ガソリン価格：1.38～1.48\$ / gal (47～51円 / ㍓)

- ①Speedway (スピードウェイ) : 大型コンビニ併設のPB
- ②Shell : マクドナルド、連続型洗車設備併設
- ③Dominics (ドミニクス) : ハイパーマート型SS

※Speedwayの雇われ店長の話

- ・ ガソリン販売量は40万gal / 月 (約1500KL)。ガソリン売上額としては55万\$ / 月 (約7000万円) あるもののマージンは3¢ / gal程度なので、ガソリン粗利は1.2万\$ / 月 (約150～160万円) 程度にしかない。
- ・ それをカバーしているのがコンビニ収益であり、月8～10万\$ (1000～1300万円) の売上げがあり、粗利は売上額の30～37% (350～450万円) ある。
- ・ 経費 (人件費、光熱費等) を賄うためには、ガソリンマージンは最低でも10¢ / galは欲しいところ。

ロサンゼルス市内 ガソリン価格：1.49～1.58\$ / gal (51～55円 / ㍓)

- ①Texaco : 給油オンリーのSS
- ②CardLock : カード会員専用のPB (価格表示なし)

- ・ 整備工場併設はなくなり、フルサービスとしては前面ガラス拭き、水入れ、タイヤエアーくらい。コンビニ併設が多く、従業員はキャッシャーに1～2人いる程度。従業員はマイノリティーで時給は6.25～6.50\$。
- ・ ガソリン税はフリーウェイの運営費に充当。
- ・ ロスは環境規制が厳しく地下タンクの入れ替え作業をよく見かける。(入れ替えは4～5日の突貫工事)



Speedway (大型コンビニ) 併設のPB (シカゴ市内)



M'cDonald併設SS (シカゴ市内)



Dominicks (ハイパー) に併設されたSS (シカゴ市内)



Dominicks店内 (3¢値引きの広告が見える)



PHILLIPSのSS（シカゴ市内）

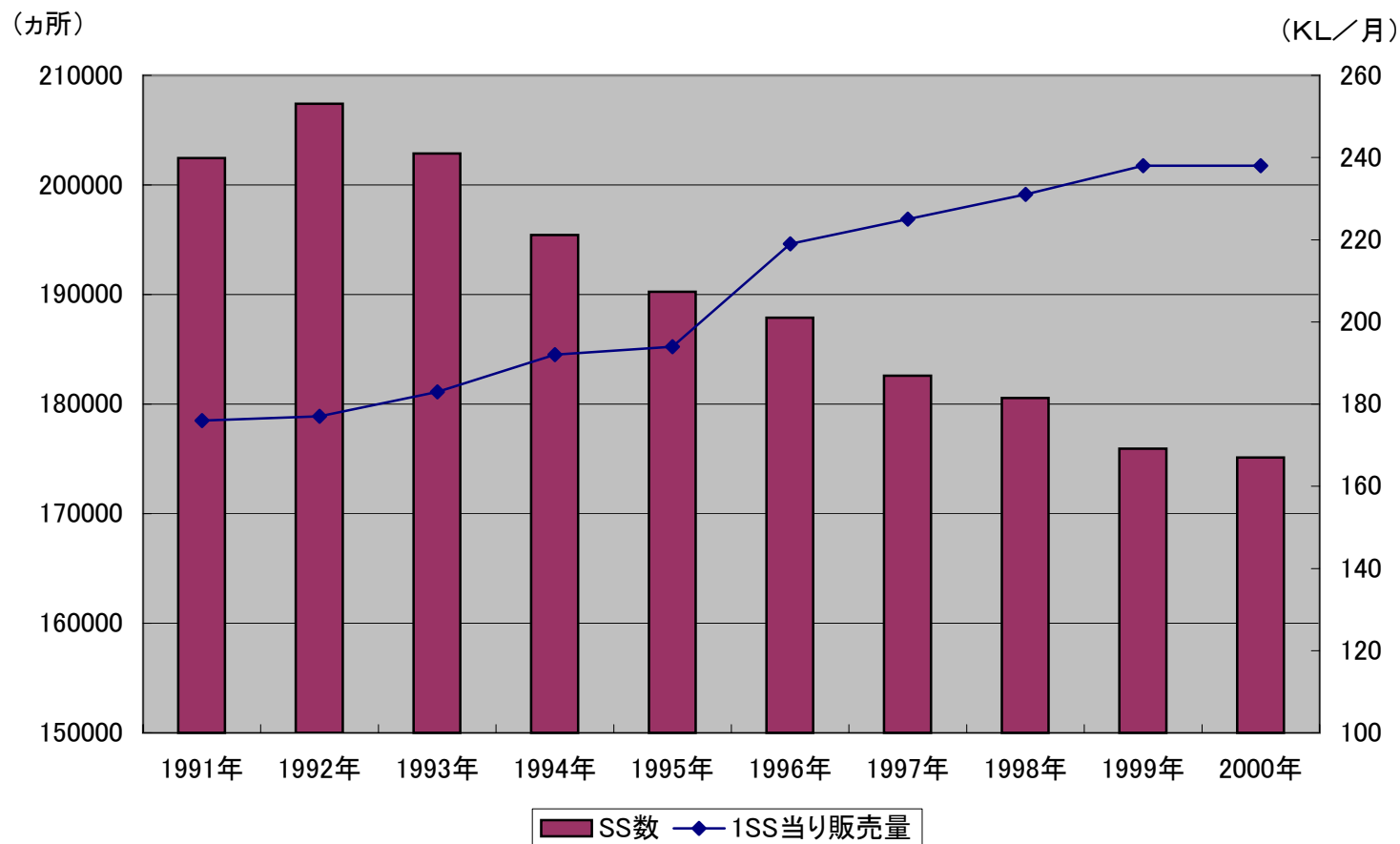


CardLock（カード会員専用）のSS（ロサンゼルス市内）



ChevronのフルサービスSS（ロサンゼルス市内）

(アメリカ)SS数／1SSあたりガソリン販売量



出所: NPN Market Facts

(単位:カ所、KL/月)

	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
SS数	202443	207406	202878	195445	190246	187892	182596	180567	175941	175132
1SS当り販売量	176	177	183	192	194	219	225	231	238	238

Ⅲ 不当廉売問題について

－略奪的価格販売禁止法（Anti-Predatory Pricing Law）の制定－

1. 現状

- ・全米32州に「低価格販売禁止法（マークアップ法）」があり、不当廉売行為を合法的に訴えることはできるが、原告側がコスト割れであること、また競争阻害状態に陥っていることを証明しなければならず、現実的には不当廉売を証明するのは困難。

2. 略奪的価格販売禁止法（Anti-Predatory Pricing Law）＝州法＝の成立

- ・このため、昨年、不当廉売規制の実効性を確保するため、メリーランド州において、石油販売業に限定した不当廉売規制法として「略奪的価格販売禁止法（Anti-Predatory Pricing Law）」が成立した。

（概要）

- 1)仕入価格以下で販売すれば略奪的価格販売と認定し違反したSSの営業を停止させるもの。
- 2)仕入価格の判断基準は、①平均OPIS価格^(*1)以下で販売していること、及び②直近の仕切価格（インボイス価格）^(*2)を下回って販売していること、のいずれにも該当する場合を基準とする。
（*1）OPIS（オパス）価格：Oil Price Information Services社が発表している卸価格のこと。
（*2）仕切価格（インボイス価格）：一般的にSSはインボイスをSSに備え付けておく義務があるため容易に調査可能。
- 3)不当廉売かどうかの認定は、州財務省長官が行うこと。
- 4)認定されたSSは、3日以内にシャットダウン（営業停止）しなければならない。
⇒違反状態が是正されれば、営業再開することができる。

（以上）